

東 亞 經 濟 論 叢

第 一 卷 第 一 號

昭 和 十 六 年 二 月

創 刊 號

宋金貿易に於ける茶錢及び絹について……………	文學博士加藤繁
中國金融の特殊性……………	經濟學博士小島昌太郎
支那農村の包稅制度に就いて……………	經濟學博士八木芳之助
現代支那社會論……………	文學士小竹文夫
支那に於ける米の流通機構と其の流通費用……………	經濟學士天野元之助
墨家の經濟思想……………	經濟學士穗積文雄
領用制の進展……………	經濟學士徳永清行
東亞食糧問題と食糧慣習……………	經濟學士大上末廣
買辦制度……………	經濟學士鈴木総一郎
支那に於ける教會の社會性……………	經濟學士澤崎堅造
支那紡績業に於ける勞働請負制度……………	經濟學士岡部利良
中國に於ける聯合準備制度について……………	經濟學士熊本吉郎
佛領印度支那の財政……………	經濟學士島本融
東亞廣域經濟の貿易政策……………	經濟學博士谷口吉彦

(禁 轉 載)

書 肆 有 斐 閣 發 賣

佛領印度支那の財政

島 本 融

今日佛領印度への關心は、國民の間に益々強くなつてきてゐるやうであるが、此處には比較的紹介されてゐないと考へられる財政の状態に就き若干の記述を試みることにする。

財政の沿革

佛領印度支那は、最初佛蘭西が交趾支那を直轄殖民地となしたに始まるもので、其後之に次々と保護領が追加され、一八八七年には印度支那總督が設けられたのであるが、各地域の起源及條件の相違の爲に、印度支那全體として一個の統一體を形成し、財政の如きに就ても之を實現するには種々の障害が存した。交趾支那は一八八〇年より豫算を殖民議會 (Conseil colonial) で決定したが、安南及東京は一八八七年に至る迄豫算は無く、同年一月より豫算が定められた。最初は支出に地方収入と本國及交趾支那よりの補給金で賄はれたが、後には交趾支那よりの補給金は廢止せられ陸海軍の費用は凡て本國が負擔し、交趾支那は本國に分擔金を提供することゝなつた。

然し斯の如く歳入歳出が各地域に分れ分れに行はるゝ事は、著しく印度支那の統一性を害し政治的にも經濟的にも弊害が少くなかつた。鐵道、港灣、燈臺、運河、司法、國防の問題、外國貿易、海事等の問題は何れも印度支那全體としての共通事項たる性質を有し、全體的解決を必要とした。之を各地域豫算に依り部分的解決を行ふことは困難であり、之が經費は印度支那全體として負擔すべきものが少くなかつた。斯くて理論的にも實際的にも各地域の地方豫算 (budgets locaux) の外に印度支那の一般豫算 (budget général) の誕生は必至とせられた。

此處に於て總督 M. Doumer (1897—1902) は印度支那の財政改革案を樹て、一八九八年七月三十一日の統令を以て一般豫算を作る制度を創始した。同令は印度支那自身に財政的人格を附與し、印度支那の一般事業及び經費と地方事業及經費の區別を定め、印度支那最高顧問會 (Conseil supérieur) は一般豫算を審議し、地方顧問會 (Conseils locaux) は地方豫算を審議することとした。同時に地方豫算に屬すべき收入の範圍を定め、間接税は其の非人的性格に鑑み一般豫算に、直接税は其の人的性格より地方豫算に屬せしめらるゝこととなつた。之と同時に地方行政機構の改革も行はれた。斯くて一八九九年より此基礎に基き印度支那に於ける豫算は設定せらるゝ事となつた。印度支那一般豫算及東京、安南、交趾支那、カムボヂヤ、ラオスの地方豫算之である。尙豫算制度に就き注意すべきは一九一一年十月二十日の統令 (一九二八年十一月四日改正) 及一九二二年十二月三十日統令であるが、之等に依ると一般豫算は佛領印度の共同利益に關する經費を計上し、之には (一) 總督府及び直接關係する經費 (二) 公債費 (三) 本國費分擔 (四) 殖民地監督費 (五) 檢事局及控訴院費 (六) 一般土木工事費 (七) 税關、專賣及間接稅費 (八) 郵便電信事業費を含み之が財源としては (一) 當該行政收入 (二) 專賣及間接稅收

入(三) 商品及艦船の印度支那入國又は出國に際し徴せらるゝ凡ゆる性質の稅收入(但し商業會議所又は地方團體に徴收を認められたものを除く)が認められた。尙一般豫算には附屬豫算(Budgets annexes)として次の三個のものが附加された。一種の特別會計である。

- (一) 廣州灣區豫算
- (二) 鐵道經營豫算
- (三) 公債資金豫算

豫算は總督府最高會議及經濟財政會議に附議せらるゝが、之等は諮問機關に過ぎない。豫算は統令を以て決定される。關稅以外の間接稅も大體同様であるが、關稅に就ては地方機關は殆ど權限を有しない。(一九二八年四月十三日法律)即ち印度支那には佛本國の關稅が原則として其儘施行され、本國官報に公布された後四ヶ月以内に印度支那にても公布すべきものとされてゐる。只其の間に印度支那側に異議あるときは總督府會議の審議に依り、本國稅率表に對する *derogation* の申請をなし、本國に異見なきときは印度支那に對し特別稅率(Tarif special, T. S.) が認められることとなる。今日に於て認められを特別稅率は稅番總數六五四のうち三七一に上つてゐる。(但し此の點に付て本年より所謂關稅自治權が認めらるゝこととなつた)

一般豫算及び地方團體、商業會議所の豫算に掲げさるゝ以外の經費及收入は印度支那聯邦を構成する各國の豫算即ち地方豫算に掲げされる。之等の各國は原則として財政上の自治權を持つて居り、交趾支那、安南、東京、カムボヂヤ、ラオス及廣州灣區の地方豫算は此等殖民地又は保護領の固有收入に依り支辨される。但し廣州灣豫

算は前述の如く一般豫算の附屬豫算を爲してゐる。地方豫算の財源としては直接税即ち人税、不動産税、營業税 (impôts patents) 等があり、之に類似直接税 (taxes assimilées) 及財産収入が加はり、更に一般豫算よりの補給金が重要な位置を占めてゐる。保護領の地方豫算は諮問機關なきラオスを除き夫々諮問機關の審議を経て地方行政長官に依り決定され、ラオスに於ては理事長官が單獨で決定する。交趾支那の豫算は殖民地會議にて議決された後參事會議長たる行政長官が之を定める。尙之等を確定公布するのは凡て總督であつて、總督は租税及補給金の額を定める。

印度支那の各國は數個の州 (provinces) に分れてゐるが、州は單政地區 (ラオスの一部) を除いて民政官吏に依つて統治されてゐるが、其は名稱は地域により種々異り、交趾支那では Administrateur de province、東京、安南、カムボヂヤでは Resident de France、ラオスでは Commissaire de Gouvernement au Laos と呼ばれてゐるが、其の職能は同じである。而して此の州の長官は土人の諮問機關の補助を受ける。此機關は交趾支那では Conseil de province、安南、東京では Conseil provinciaux de notables、カムボヂヤでは Conseils de Residence と云ふ。東京では一九一二年以來安南、カムボヂヤでは一九一三年以來州豫算が廢止され、その收支は國の收支に併合され、資産も國の所屬に改められたが、此改正は兎角の批評あり、其後再び行はるゝに至つた。尙此の外に市 (Municipalités) 及町村 (Communes) の豫算がある。

最近の一般豫算及地方豫算の狀況を示すと次の如くである。

佛領印度支那一般豫算及地方豫算 (單位千ピアストル)

年	一般豫算	東京	安南	交趾支那	カムボヂヤ	ラオス	地方豫算計
一九一四年	三五、五八五	九、〇四三	四、三三七	七、七〇四	四、九六五	一、〇〇一	二七、〇六〇
一九二〇年	五七、〇九三	二一、六五〇	五、八八七	九、八四三	六、〇七九	二、〇六五	三五、四七六
一九二五年	七六、四六六	二六、一三九	八、三三〇	一四、〇七九	八、八五六	二、八九三	五〇、二七三
一九三〇年	一〇三、六六六	二〇、三三八	一一、〇四三	二〇、五五四	一三、三六六	四、一八八	六九、四九九
一九三五年	五五、九六六	一〇、八八八	八、三〇七	二、二六六	六、七五〇	二、八六七	四〇、〇七八
一九四〇年	三三、六七八	一八、七六六	三、三三九	一九、一五〇	二、七三三	四、三六五	六七、一三三

土木工事鐵道工事等の爲漸増し來つた一般豫算及地方豫算は何れも一九三五年度の恐慌當時激減したが、之は土木費を除外した爲であり、翌年以後は漸増してゐる。然し其の内容は必ずしも同じやうな推移を迹つてゐない。一般豫算に就き見るに次の如くである。

佛領印度支那一般豫算内譯表 (單位一〇〇〇ピアストル)

歳	入	歳	出
一九三〇年	一九三〇年	一九三〇年	一九三〇年
一九三五年	一九三五年	一九三五年	一九三五年
一九四〇年	一九四〇年	一九四〇年	一九四〇年
經常收入	經常支出		
一、關稅及間接稅	一、公債費		
二、登錄稅財產稅	二、本國費分擔		
三、入印紙稅	三、各種豫算補給金		
三、企業收入			

三ノ二、特別税	三九	四〇〇	一、二六	一、二五	三、八一〇	一、〇〇〇
四、資本收入	三九	一、四〇	一、二六	一、五七	一、〇三六	一、六五
五、行政收入	五三	六三	一、四三	三二四	五八	六四九
六、雑收入	八〇	一、八〇	四、七七	八九	一九九	二、四三
計	一八〇	一、〇〇〇	三、〇〇	六、三六	一、〇〇〇	三、〇〇〇
臨時收入	八八、五〇	五、九三	二、〇四、一五	六、三九	五、九三	一〇、四、一五
七、臨時雑收入	四、一〇	一、〇三	八、五三	一、七六	一、〇〇	八、五三
八、殖民地國防特別税其他			二〇、〇〇	四、四六		二〇、〇〇
九、富籤收入			一、四〇			一、四〇
一〇、豫備資金繰入			五〇〇			五〇〇
二、茶宣傳資金			若干			若干
計	四、一〇	一、〇〇	三〇、五三	六、三六	一、〇〇	三〇、五三
合計	九二、六〇	五、九六	三、〇四、七六	一〇、二、六六	五、九六	一三、四、六六
四、道路資金分擔				二、二五		一、〇〇〇
五、總督府費				一、五七		一、六五
六、政治費				三二四		六四九
七、司法費				八九		一九九
八、財務費				二四、三七		一八、八九
九、社會費				二、九二		三、九三
一〇、經濟費				三、九四		六、九二
二、企業費				八、〇七		一〇、七五
三、土木工事費				二、四四		一六、〇〇
三、新大工事費				六、〇〇	若干	一、〇〇
四、共通費				三、八〇	二、二〇	三、七七
計				六、三九	五、九三	一〇、四、一五
臨時支出				一、七六	一、〇〇	八、五三
一五、臨時雑支出				四、四六		二〇、〇〇
一六、殖民地國防費						一、四〇
一七、富籤收入支辨費						五〇〇
一八、豫備費						若干
一九、茶宣傳費						若干
計				六、三六	一、〇〇	三〇、五三
合計				一〇、二、六六	五、九六	一三、四、六六

歳 出

主として一九四〇年豫算に就いて少しその内容を見てみると、先づ歳出のうち、

公債費 は普通公債の元利拂及實物給付に對する年次支拂及終身債務之であつて、土木工事等の爲公債の額はかなりの額に上り一九三九年末に於て

フラン表示公債

一、九二一、七四三 千フラン

ピアストル表示公債

四六、三六九 千ピアストル

合 計

二三八、五四二 千ピアストル

に及び、之が元利拂は相當巨額に上り、更に手数料、利拂保證等を加ふるときは一五、〇八一千ピアストルに上る。

本國費分擔金 は軍事費分擔が最も大きい。印度支那駐兵費の分擔である。外に癡疾者恩給分擔、退職者殖民金庫費の分擔等がある。

各種豫算補給金 は先づ小額の附屬豫算補給金がある。之は廣州灣豫算に對するもので、鐵道に對しては補給はない。地方豫算に對する補給金は補助金と稅收入の一部交付とある。

地方豫算補助金

九、九五九 千ピアストル

稅收入一部交付

四、九〇二

前者は土民警及民警費四分の三補助の如きものあり、後者の顯著なるは護謨輸出税鹽消費稅收入の六〇%分與の如きものが之である。市町村に對する補給金は今日は河内に對しても存せず只ダラトに對してのみに小額行はれてゐる。各聯邦に對する補給金の分配は次の如くである。

地方豫算補給金分配表 (單位千ピアストル)

	土民警補助	民警補助	直接補給	間接稅收入拂戻	富籤收入當手	護謨統制委員會費分擔	佛教協會費分擔	計
東京	一、九二四	—	三七	一、〇五一	六〇	三一四	—	三、三八七
安南	一、五二〇	—	一、六三〇	九八五	二五	一四八	—	四、三〇九
ラオス	六六八	—	一、七〇四	六三	四	四二	—	—
カムボヂヤ	七二五	—	—	一、〇七〇	二七	五六	三五	一、九一五
交趾支那	—	一、一五〇	—	二、七三三	一二二	—	—	三、九九五

道路資金分配金 は鑛油附加稅收入と見合ふもので、自動車の臺數に依つて各聯邦に分配せられる。

土木費 は古くより重要な支出項目であり、公債政策によつて國內振興を兼ね、道路橋梁等を設けたことは有名なる事實であり、道路の整備せることは同地を旅行するものゝ等しく感ずるところである。而して此項目は唯一の有力なる財政の國內經濟に働きかける支出であつたが、一九四〇年に於ては維持費と新營費とが夫々半を占めて居り、往時の如くでない。尙新大工事費も一、〇〇〇千ピアストルに過ぎない。

企業費 と稱するものも郵便電信電話及ラヂオの經營に關する經費で、公企業の範圍は最も狭い。

一般行政費のうち所謂助長行政の支出は經濟費及び社會費であるが、經濟費の主なるものは交通事業會社に對する補助及び一般航空事業費（特に工事費）であつて、其他は殆ど經濟局、農林局、海軍局等の官行費である。

之と同じく社會費の大部分は教育費で教育費の内容は大學及中學校の經費で普通教育費は含まない。

經濟費社會費以外の一般行政費は各官廳の經費が相當に大きく、特に人件費は著しく大なる部分を占めてゐる。（尤も財務費のうちには阿片及鹽の收納費が含まれてゐる）之を歐洲人と土人とに分ちて示すと次の如くである。

人員		給料		手当		計	
歐洲人	二、五八八	職 員	二、一六一人	日 傭	一四三	千ピアストル	一二、四〇四
		契約ニ依ルモノ			二八四		三、一八七
							一五、五九二
土人	一〇、七八九	職 員	六、九二二人	日 傭	三、八七七	千ピアストル	六、七四一
							一、九二二
							八、六六四

而して土人の方は日傭者も多いのであるが、其の平均給與額には著しき相違あり、歐洲人の一人當手均六、〇二四ピアストルなるに對し、土人は僅に八一二ピアストルに過ぎない。

臨時費の大部分は殖民地國防費であつて、近時之が増額を見つゝある。富籤收入は醫療及社會施設等に投ぜられる。

歳入

歳入の大宗は何と云つても關稅であるが、今日では消費稅及專賣は之以上に重要である。之等を登録稅、印紙稅で補つてゐる。直接稅は聯邦の財源と爲らないことは既述の通りである。臨時的支出に伴ふ歳入不足は一般會計準備金庫資金よりの繰入及補助貨鑄造益等に依り賄はれ一九四〇年には公債の發行は豫定されてゐない。

關稅 と普通に稱するものにも種々の種類が存し、大別すると固有の關稅と輸出入に際し徵收せらるゝ關稅以外の租稅がある。

固有 關稅 一五、五五〇 千ピアストル

輸出入國際に徵せらる關稅以外の租稅 一一、二三六

計 二六、七八六

關稅にも輸入稅、輸出稅、通過稅があり、輸入關稅が勿論最も重要であるが、之には僅少の爲替補償稅が含まれてゐる。通過關稅は一九三九年に比し増加を見込まれてゐた。輸出入に際し徵收せらるゝ他の租稅は、統計稅、鑛油保稅、倉庫稅、噸稅、玉蜀黍輸出稅、米等輸出稅、ゴム輸出稅、茶等輸出稅、鐵鑛滿俺輸出許可稅等あり、その總額は固有關稅の額に近く、一一、二三六千ピアストルに上つてゐる。そのうち重要なるは穀物及ゴムの輸出稅である。

關稅の賦課方法は所謂複關稅制度であつて、最高最低稅率の定あり、且つ其の間に協定稅率の定めある國あり、

税率表の組織も複雑を極め屢々指摘さるゝ通り、味の素の一罐の輸入は鉄力罐、紙包、匙、調味劑等に分ち課税を受くることとなる。而して課税標準に就き本年度より改正を行ふこととなり従量課税を改めて、従價課税と爲さんとするに至つた。

國內一般税も亦輸入に對し凡ての商品に對し徴せられるものが主である。國內産品に對し徴せらるゝものとの總額割合は、後者は前者の二%に過ぎない。

輸入課税	七、五〇〇	千ピアストル
殖民地内課税	一五〇	
計	七、六五〇	

消費及流通税は甚だ重要な財源をなし、その總額は二〇、八五八千ピアストルに及んでゐる。アルコール消費税、煙草流通税最も注意すべく、鑛油消費税及マッチ消費税之につぐ。外に鑛油に對する特別税一、〇〇〇千ピアストルあり、道路共通資金の收入となる。

アルコール消費税	八、九〇〇	千ピアストル
鑛油消費税	二、〇〇〇	
マッチ消費税	九八〇	
其他消費税	一三〇	
煙草流通税	八、四〇〇	

其他流通税

四四八

計

一一〇、八五八

專賣收入 も同様に甚だ重要な財源をなし、之に

阿片販賣收入

一五、六〇〇千ピアストル

鹽販賣收入

五、〇〇〇

計

二〇、六〇〇

とあり、阿片の消費は七〇噸、鹽は一六五、〇〇〇噸（内五、〇〇〇噸工業用）と見積られてゐる。

登録税及印紙税 の收入は併せて五、八三九千ピアストルであつて、外に有價證券に關し、收入、移轉を對象として三、七四〇千ピアストルの收入が見込まれてゐる。

企業收入 は次のものを主とする。

郵便收入

一一、九五五千ピアストル

電報收入

一、六五〇

電話收入

九五〇

ラヂオ收入

一、四〇〇

資本收入 は印度支那銀行株式の配當九〇〇千ピアストルを主とする。

臨時收入 は次の如くである。

佛領印度支那の財政

佛領印度支那の財政

第一卷 二六四 第一號 二六四

一般會計準備金庫資金繰入	八、四二九	千ピアストル
其他臨時收入	一五四	
國防稅及國防特別收入	一二、〇〇〇	
補助貨鑄造益金	八、〇〇〇	
準備特別資金繰入	五〇〇	
富 籤 收 入	一、四四〇	
計	三〇、五二三	

國防稅及國防特別稅は間接稅及登録稅の兩稅に亘り、一九四〇年より創設されたものである。富籤收入は發行高三、六〇〇千ピアストルの四〇%が見積られてゐる。準備金庫 (Caisse de réserve du Budget général) と云ふのは歲計の剩餘金の受入を主とし、護謨補償金庫貸付の返還、護謨及珈琲栽培者貸付の返還等を資金として、受入るゝもので、必要あるときは一定額を豫算に繰入を行ふものであるが一九三九年十一月一日には三〇、一七七千ピアストルの資金を持つてゐた。そのうち右の額の繰入を行つたのである。準備特別資金 (Fonds special de prevoyance) と云ふのは一九三五年七月二十五日統令を以て創設されたもので、同七月十五日の統令に基き行はれた節約の三分の一を基金とするもので、其の資金は災害復舊に宛つるを目的とする。

尙本籍の爲參考せる主なる書名を附記して置かう。

Direction des Finances : Histoire Budgétaire de L'Indochine, 1930.

Merly, C. M : Le régime finaucier des colonies, 1926.

Direction des Douanes et Regies : Tarif des Douanes 1940.

Pouyane : Les travaux publics en Indochine, 1926.

Gouvernement général de l'Indochine : Budgetogénéral (Exercice 1930—Exercice 1940).

Ditto : Rapports au Grand Conseil et au Conseil de Gouvernement (Session ordinaire de 1939).

其他地方豫算書。